

愛知県芸術劇場賛助会員規約

(目的)

第1条 公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」といいます。）が運営する愛知県芸術劇場賛助会員（以下「賛助会員」といいます。）の取扱いについて定めます。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、愛知県芸術劇場の活動を支援することで、本県における芸術文化の振興に協力する法人、団体又は個人とします。

(入会条件)

第3条 次の各号に該当する法人、団体又は個人は、賛助会員に入会できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- (4) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業団理事長が適当でないとする業種又は事業者

(入会申込み期間)

第4条 賛助会員への入会は、通年でお申込みできます。ただし、10月以降に申し込んだ場合は、特典の一部を受けられないことがあります。

(入会申込み)

第5条 賛助会員に入会を申し込むときは、「愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書」(様式1)を提出してください。第3条の入会条件を確認の上、事業団より「愛知県芸術劇場賛助金払込依頼書」(様式2)を発行しますので、第8条に定める賛助金を事業団指定の口座にお支払いください。

(賛助会員期間)

第6条 賛助会員の期間は、原則、賛助会員申込み年度の翌年度(4月1日から3月31日まで)とします。ただし、賛助会員からの申し出により、賛助会員申込み日以降で会員期間の始期を任意に定めることができます。なお、期間は最長1年間かつ当該年度末日までとします。

(支援メニュー)

第7条 賛助会員の支援の内容は、次の支援メニューから選択するものとします。

- (1) 芸術文化事業全般
 - ① プレミアムコース
 - ② アドヴァンスコース
 - (2) プログラム別支援
 - ① ファミリー・プログラム
 - ② 普及啓発プログラム
 - ③ 舞台芸術人材養成プログラム
 - (3) 公演別支援
 - (4) 芸術監督公演支援
- 2 各支援メニューの特典は、別表に定めます。

(賛助金)

第8条 賛助金は1支援メニューあたり1口以上とし、1口は次に掲げる金額を年額とします。この金額には、消費税及び地方消費税を含みます。なお、複数の支援メニューに申し込むことができます。

- (1) 芸術文化事業全般
 - ① プレミアムコース 50万円
 - ② アドヴァンスコース 10万円
- (2) プログラム別支援
 - ① ファミリー・プログラム 5万円
 - ② 普及啓発プログラム 5万円
 - ③ 舞台芸術人材養成プログラム 5万円
- (3) 公演別支援 5万円
- (4) 芸術監督公演支援 10万円

(賛助会員の更新)

第9条 賛助会員の更新について、賛助会員期間中の9月末日までに意向を確認します。更新する場合は、「愛知県芸術劇場賛助金払込依頼書」(様式2)を発行しますので、賛助金をお支払ください。

2 更新の際には、支援メニュー及び口数を変更することができます。

(申込み内容の変更)

第10条 賛助会員は、「愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書」(様式1)に記載した申込情報及び連絡先に変更がある場合は、すみやかに事業団までお申し出ください。

(賛助会員の取り消し)

第11条 次の場合、事業団は賛助会員の申込みを取り消すことができます。

- (1) 虚偽の内容で申込みをしたと事業団理事長が認める場合
- (2) 賛助会員が不適切な行為を行ったと事業団理事長が認める場合
- (3) 第3条の各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人に至ったと事業団理事長が認める場合

(本規約の承諾)

第12条 賛助会員は、入会の際に本規約を承諾したものとします。なお、本規約は変更することがあります。本規約を変更する際には、別途お知らせします。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は事業団理事長が別に定めます。

附則

この規約は、2021年3月1日から施行します。

(様式1)

年度愛知県芸術劇場賛助会員入会申込書

申込日 年 月 日

愛知県芸術劇場賛助会員に、下記のとおり申し込みます。

支援メニュー		賛助金額 (円/口)	申込 口数	金額 (円)
(1) 芸術文化 事業全般	① プレミアムコース	50 万		
	② アドヴァンスコース	10 万		
(2) プログラム 別支援	① ファミリー・プログラム	5 万		
	② 普及啓発プログラム	5 万		
	③ 舞台芸術人材養成プロ グラム	5 万		
(3) 公演別支援		5 万		
(4) 芸術監督公演支援		10 万		
申込合計				

◆申込情報 (個人の方は、住所・お名前のみご記入ください)

(ふりがな) 貴社・貴団体名	
住所	〒 —
代表者様の役職	
(ふりがな) 代表者様のお名前	

◆連絡先 (個人の方は、電話・ファクス・E-mail アドレスのみご記入ください)

ご所属		役職	
(ふりがな) お名前			
電話			
ファクス			
E-mail アドレス		@	

ご記入いただいた個人情報は愛知県芸術劇場 (公益財団法人愛知県文化振興事業団) にて厳重に管理し、本事業を運営するために使用し、それ以外に使用しません。発送作業を外部に委託する場合は、守秘義務契約を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(様式2)

愛知県芸術劇場賛助金払込依頼書

年 月 日

様

名古屋市東区東桜1丁目13番2号
公益財団法人愛知県文化振興事業団
理事長

年度愛知県芸術劇場賛助会員に係る賛助金として、
年 月 日までに、下記金額をお振込みください。
なお、恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。

【申込支援メニュー】 (支援メニュー名) □

金 円

(消費税及び地方消費税を含む)

《振込先》

金融機関及び支店名	三菱UFJ銀行(銀行コード:0005) 大津町支店(支店コード:231)
種別・口座番号	普通預金 ・ 3920498
フリガナ	ガイ) アイケンブンカシコウジギョウダシジギョウヒ
口座名義	公益財団法人愛知県文化振興事業団(事業費)

別表

賛助会員特典一覧		芸術文化事業全般		プログラム別支援			公演別支援	芸術監督公演
		プレミアム	アドヴァンス	ファミリー・プログラム	普及啓発プログラム	舞台芸術人材養成プログラム		
賛助金額		50万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	10万円
特別イベントご招待※1		○	—	—	—	—	—	○
社名・芳名掲載	年間ラインナップ	○	○	—	—	—	—	—
	公演ポスター※1	—	—	—	—	—	○	○
	公演チラシ※1	—	—	—	—	—	○	○
	当日配布物(パンフレット等)※1	—	—	○	○	○	○	○
	事業報告書	○	○	○	○	○	○	○
	地下連絡通路	○	—	—	—	—	—	—
	各ホールホワイエ※1	○	○	—	—	—	○	○
	館内マルチビジョン	○	○	—	—	—	—	—
	ウェブサイト	○	○	○	○	○	○	○
チケット	ご招待券※2	○	○	○	○	○	○	○
	先行発売	○	○	○	○	○	○	○
	割引※1	○	○	○	○	○	○	○
グッズ進呈		○	○	○	○	○	○	○
送付物	情報誌AAC	○	○	○	○	○	○	○
	自主事業のご案内	○	○	○	○	○	○	○
	事業報告書	○	○	○	○	○	○	○

※1 状況により、一部実施できない場合がございます。

※2 劇場が指定する公演、券種、枚数の中からお選びください。プログラム別支援についてはご相談ください。